

○防衛省告示第二百九十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和四年十一月二十五日次のとおり決定された。

令和四年十一月三十日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	宜野湾市	公有	土地…約一〇平方メートル(工事期間中)
			民有	土地…約一六〇平方メートル(工事期間中)

中)

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄市	国有	建物…約六〇〇平方メートル	
			国有	工作物…自転車置場等	
				管理棟等として追加提供する。	
六〇九二	那覇駐屯地	那覇市	国有	土地…約三、〇〇〇平方メートル	
			民有	土地…約六、七〇〇平方メートル	
			国有	建物…約三、六〇〇平方メートル	

公有 土地…約六平方メートル（工事完了後）
民有 土地…約七〇平方メートル（工事完了後）
宜野湾市が雨水排水設備の設置用地として共同使用する。

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月二十六日から同年十

二月十八日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊那覇駐屯地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

ある施設及び区域として提供する。提供

期間中は、地位協定の関連ある条項が適

用される。

土地…約一、七〇〇平方メートル

六〇九三 与那国駐屯地

沖縄県八重山郡与那 公有

国町

国有

建物…約二、三〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月二十六日から同年十

二月十八日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設及び区域

の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適

用ある施設及び区域として提供する。提

供期間中は、地位協定の関連ある条項が

適用される。